

国庫補助制度 Q & A

〈新增改築事業関係について〉

Q1 国庫補助事業実施に伴い、工事期間中に必要となる仮設校舎を建設することにした。国庫補助対象としてよいか。

(答) 工事を実施するために必要な仮設校舎工事（リースを含む）は、国庫補助事業の実施面積を限度として国庫補助対象となります。なお、耐震補強事業と大規模改造事業（老朽）等のように算定割合の異なる事業を併行して実施する場合、仮設建物に係る経費は耐震補強事業と大規模改造事業の面積按分とし、それぞれに計上します。

Q2 新增改築事業を行う際に、工事のための車両通行や運搬経路確保のため、門扉を取り壊さなければならない場合、この取壊し費も新增改築事業の工事費に含めてよいか。

(答) 建物の新增改築事業に伴い必要となる門柱・戸（これに付随する花壇等を含む）、扉、敷地境界に設置する囲障（生垣及び防球ネットを含む）等の取壊し費及び設置費については国庫補助対象となります。また、建物に必要な吹き抜けの渡り廊下（既存建物間をつなぐものは国庫補助対象外）の設置費も国庫補助対象となります。

Q3 国庫補助対象となる仮設校舎のリース契約について、国庫補助対象となる期間はあるのか。

(答) 原則として、当該校舎の利用ができない（工事を行っている）期間が国庫補助対象期間となります。なお、引っ越し等に要する期間についても国庫補助対象期間となります。

Q4 例えば、特別支援学校において、小・中・高の新築工事（1棟）を行う場合、小・中学部は負担金、高等部は交付金になるが、申請面積はどのように扱えばよいか。

(答) 原則として、各部の専有面積で区分します。共用する部分は、共用する各部の必要面積に応じて比例按分します。（運用細目 第2—7—(3)—イ）

Q5 危険改築と不適格改築の違いは何か。

(答) 危険改築は老朽化が著しく構造上危険な状態にある建物を改築するものであり、不適格改築は教育を行うのに著しく不適当な事情のある建物を改築するものであり、どちらも教育条件の改善を図るものです。(運用細目第1—47~48)

なお、各改築事業の交付要件は以下のとおりです

【鉄筋コンクリートの場合】

危険改築……耐力度調査の結果、4,500点以下の建物を改築する場合

(地域・学校種別等による500点緩和措置がある)

不適格改築……①耐震力不足(次のいずれかに該当するもの)

・耐震診断の結果、 I_s 値がおおむね0.3未満

・耐震診断の結果、 q 値がおおむね0.5未満

($C_{TU} \cdot S_D$ 値がおおむね0.15未満)

・その他補強工事を行うことが不適当であると認められるもの

②全面改築(新增築、危険改築等の資格面積が必要面積の半分以上)

教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るため、建物の全面改築を行う場合

③適正配置(新增築、危険改築等の資格面積が必要面積から残存建物面積を引いた面積の半分以上)

校地の有効利用等の観点から建物の適正配置を図るため、新增改築を行う場合

④津波移転改築

津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの

※平成19年度末までに耐力度の測定を行い、5,000点以下になったものについては、従前の例による。

(運用細目第5)

Q6 複数年にまたがる改築事業の必要面積はどのように算定するのか。

(答) 事業実施初年度の5月1日現在の児童生徒数を基準としています。

なお、保有面積が必要面積を超えるいわゆる保有オーバーの状態で、かつ事業実施次年度以降に児童生徒数の増加が見込まれる場合は、事業実施年度を基準として、特例面積加算等を行って必要面積を算定します。

Q7 複数年にまたがる改築事業で、工事に遅れが生じたため繰越実施することとなった。初年度に解体が終わっていないが、危険建物等の取壊し延期の申請は必要か。

(答) 必要ありません。継続的に実施されている事業の場合、すべての事業完了後に取壊しが行われなかった場合に提出してください。

(例) ・単年度事業で建築・解体を予定していた事業を明許繰越して事業を行う場合。

→交付決定年度の年度末は取壊し延期承認申請は不要。

・Ⅰ期目で建築の一部、Ⅱ期目で建築の残りと解体を実施する場合。

→Ⅰ期目の年度末は取壊し延期承認申請は不要。

Q8 取壊し延期申請を行って承認を受けたが、翌年度もやむなく解体できなかった。再度申請が必要か。

(答) 必要となります。危険建物等については、改築工事の完成とともに速やかに取り壊すことを原則としています。そのため、取壊しが延期される場合は毎年度申請することとなります。

Q9 改築を行う際、撤去する建物の解体・撤去費は国庫補助対象としてよいか。

(答) 事業の実施に伴い撤去する建物又は支障となる建物の解体・撤去費については国庫補助対象となります。また、いわゆる保有オーバーでの状態における解体撤去に要する費用や、学校統合に伴い廃校となる施設の解体撤去に要する費用も対象となります(改築工事の前年度又は次年度に解体・撤去のみを実施する場合は、解体・撤去のみで改築事業として申請可能です)。

ただし、既に廃校や休校となっている施設の解体撤去に要する費用を対象とするものではありません。

Q10 改築を行う場合、現在の施設の面積をそのまま国庫補助の対象として申請することは可能か。

(答) 国庫補助の申請を行うにあたっては、運用細目等に則り適切に面積を計算したうえで申請することが必要です。具体的には、交付を受けようとする年度の5月1日時点での学級数に応ずる必要面積と保有面積を比較して少ないほうから、危険(不適格)でない面積を控除して要改築面積を算出する必要があります。

Q11 老朽化が進行している校舎について全面的な改築を行おうと考えているが、改築を予定している全面積について不適格改築（全面改築）で交付申請が可能か。

（答）施設の全面的な改築を行うことのみをもって、不適格改築（全面改築）の補助要件を満たすことにはなりません。不適格改築（全面改築）の補助メニューを選択する際は、新增築や危険改築など本補助メニュー以外における補助資格面積が、学級数に応ずる必要面積の50%を超える必要があります。

そのうえで、木造建物及び建築後10年以上経過した非木造建物で、教育機能上改築することがやむを得ないものに限り交付申請することが可能です。

〈耐震診断・耐力度調査関係について〉

Q12 「耐震診断第1次診断」と「耐震化優先度調査」とではどのような違いがあるのか。

（答）第1次診断は、鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断方法の一つであり、壁式構造又は比較的耐震壁が多く配置された建物の耐震性能を評価するものです。

一方、耐震化優先度調査とは、学校施設を数多く所管している設置者が、どの学校施設から耐震診断等を実施すべきかを簡易に判定するものです。

Q13 耐力度簡略調査はどのような場合に採用したらよいか。

（答）「公立学校の耐力度調査実施要領」（平成14年3月27日付け13文科初第1111号初等中等教育局長決定）4実施方法（2）に示しています。「明らかに耐力度が低いと見込まれる建物」とは、ある建物（A棟）の耐力度点数が4,500点を大きく下回るもので、今回の調査対象の建物がA棟と同じような構造、建物形状、建築年、外力条件などのもので、構造耐力・保存度において参考とできるような場合をいいます。

Q14 危険改築の場合は耐力度調査が、耐震補強事業の場合は耐震診断の第2次診断が必須となるのか。

（答）改築・耐震補強の要否を判断して、国として交付金を交付すべきものか適切に判断する必要があるため、実施する必要があります。

Q15 平成15年度に耐震診断を実施したが、事情により耐震補強事業が凍結された。その後、平成25年度予算にて耐震補強事業を実施することとなった。この場合、当該事業の耐震診断費は、耐震補強事業の国庫補助対象経費となるか。

(答) 事業実施年度に、下記のいずれかの計画に計上されていれば、国庫補助対象経費となります。

- ①地震対策緊急整備事業計画
- ②地震防災緊急事業五箇年計画
- ③原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画

※以下、この3つを「地震防災緊急事業五箇年計画等」とします。

Q16 耐震診断を実施した結果、 I_s 値が0.7以上あった建物を大規模改造（補強以外）する等の場合、耐震診断費を当該大規模改造事業等に国庫補助対象経費として計上してよいか。

(答) 耐震診断に要した経費については原則、耐震補強事業や不適格改築事業の国庫補助対象経費となりますが、補強や改築の必要がなかった場合の耐震診断費についても当該建物を大規模改造（補強以外）する等の際には国庫補助対象となります。ただし、国庫補助対象は事業実施の前々年度の支出分までとなります。

Q17 耐震診断及び耐力度調査に係る費用は、何年前まで遡って工事実施時に国庫補助対象と出来るのか。

(答) 耐震診断及び耐力度調査に係る費用については、工事実施年度の前々年度支出分までを工事費に算入することができます。また、地震防災緊急事業五箇年計画等に計上している補強事業に係る耐震診断費については、前々年度より前の支出についても工事費に算入できます。例えば地震防災対策緊急事業五箇年計画であれば、現在の第4次五箇年計画に計上し、実施する事業について、第3次五箇年計画の時点では事業計上しておらず、耐震診断のみを実施した場合でも、耐震診断費を工事費へ算入できます。

Q18 例えば、10年前に旧基準に基づいた耐震診断を実施し判定委員会の判定を受けている場合、この耐震診断結果は有効なのか。

(答) 10年前と建物の現況に技術的に大きな変化（耐震壁を撤去したなど）がなければ当時の耐震診断結果も有効です。

Q19 例えば、10年前に耐震診断を実施し判定委員会の判定を受けているが、その後、工事を実施できないまま建物の劣化が進んでしまったため、耐震補強事業実施年度に再度、耐震診断を実施した。この場合、それぞれの耐震診断に要した経費は国庫補助対象となるのか。

(答) それぞれの耐震診断に要した経費は国庫補助対象となります。ただし、工事実施年度の前々年度より前の支出について対象とするには、地震防災対策緊急事業五箇年計画等に計上する必要があります。

〈耐震補強事業関係について〉

Q20 耐震補強事業の対象となるのはどのようなものか。

(答) 耐震補強事業の対象となるものとしては、補強内容と補強の関連工事があります。補強内容とは、原則として、耐震性能判定表に明記されており、かつ学校建物の耐震性能向上に資する工事を指します。補強の関連工事とは、補強内容の工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事を指します。原則として、補強内容の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、補強工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、補強の関連工事とはなりません。

Q21 補強内容とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・壁、柱、梁、ブレース、耐震スリット、基礎等の新設、増設又は補強に必要となる工事。
- ・鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）。
- ・庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等学校建物の軽量化等を図るための工事（上層階の撤去を含む。）。
- ・エキスパンションジョイント等のクリアランス確保を目的とした工事。

などが挙げられます。

なお、耐震性能判定表に明記されていても、学校建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされていないものは、補強内容とはなりません。

また、同一棟に、放課後児童クラブのような児童福祉施設等の学校教育以外の施設がある場合は、面積による按分をして工事費を算定します。

Q22 補強の関連工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・補強工事の施工上必要となる内外装、建具及び設備等の改修工事（解体・設置する工事を含む。）。
- ・建築基準法、消防法等の規定により、補強工事に伴い必要となる防火扉（制御装置を含む。）等の設置工事。
- ・補強工事に伴い必要となるリース契約の仮設建物工事（補強工事を実施する棟面積を限度とする。）。
ただし、大規模改造（老朽）や長寿命化改良事業と同時併行で実施する場合はそれぞれの補助対象面積で按分する。
- ・補強工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事や模様替え（室内の照度等の検証を行ったものに限る。）。
- ・その他、補強工事の施工上撤去せざるを得ない外構、倉庫等の解体及び復旧工事。

などが挙げられます。

なお、原則として、補強内容の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、補強工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、補強の関連工事とはなりません。

Q23 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、補強の関連工事にはあたらないのか。

(答) 補強工事の施工上必要となる最小限の範囲については補強の関連工事となりますが、それ以外については防災機能強化事業の対象となります。

Q24 I_s 値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合、その耐震補強事業は国庫補助の対象となるが、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。

(答) 耐震補強事業に関する国庫補助の基準は運用上原則として、 I_s 値がおおむね0.7に満たないこと、若しくは q 値がおおむね1.0に満たないことを条件としています。

ただし、例えば耐震診断の結果、 I_s 値が0.85であったが、大地震時の層間変位値がエキスパンションジョイントのクリアランスを上回るため、隣接する建物に衝突する可能性があるとして判定委員会で判定された場合などは「補強を必要とする特別な理由」となります。（公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目 別表第2参照）

Q25 大規模改造事業や耐震補強事業を実施する際、校舎内にある給食室は国庫補助対象なのか。

(答) 原則、校舎の内部にあり、同一棟の給食室であれば、保有控除となっても対象となります。この場合、国庫補助対象面積は給食室の面積も含めた面積となります。また、武道場の場合は体育館と同一棟でなくても国庫補助対象となります。

なお、耐震補強事業については、給食施設及び武道場を含め、当該学校の敷地内にあるすべての学校施設（放課後児童クラブ等を除く。）を対象としております。

Q26 耐震補強事業の際、判定委員会から上部層の3階を撤去し、荷重軽減を図る必要があるとの判定が出た。3階撤去費及び撤去部の屋根新設に要する経費は耐震補強の国庫補助対象としてよいのか。

(答) 判定委員会等で、耐震性を確保するためには上部層を撤去することが望ましいと判定された場合限り、国庫補助対象と考えられます。なお、申請面積については、新增改築事業や大規模改造事業等では工事実施後の面積となりますが、耐震補強事業については判定委員会等により補強を要すると判定された面積が申請面積となりますので、この場合は工事実施前（3階を含む。）の面積と考えられます。

〈大規模改造事業関係について〉

Q27 大規模改造事業を申請するにあたり、上限額と下限額があるが、2箇年度以上の工事に対してはどのように適用されるのか。

(答) 上限額については単年度ごとに適用し、下限額は工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して適用します。

Q28 学校が他の施設と併設する場合の取扱いは、どのようになっているのか。

(答) 学校が他の施設と併設されている例として、特別支援学校と児童福祉施設や病院との併設が多く見られます。

この場合、学校と病院等の建物は同一敷地又は隣接地に別々に建築されている場合が多いのですが、新增築又は改築の際に同一棟として学校と病院等を合築する場合があります。

この際の工事費は、一括に契約されるため、学校と病院等の施設の工事費をどのように区分して積算するのかということが問題になります。

このことについては、全体の工事費（国庫補助対象外経費を除く。）を実施面積で除して得た実施単価に学校及び病院等の各々の面積を乗じて工事費を算定することになります。したがって、学校として算定された面積及び工事費により国庫補助金を申請することになります。

なお、同一棟で学校と病院等を設置する場合には、学校教育に支障とならないように配置等について

十分配慮する必要があります。

Q29 過去に大規模改造（老朽）事業の国庫補助を受けて整備された建物は、国庫補助事業完了後20年経過しなければ大規模改造（老朽）事業としての算定対象とはならないのか。

(答) 過去に大規模改造（老朽）事業の国庫補助の交付を受けてから20年経過していても交付金の算定対象となりますが、交付金の適正な執行に鑑みて国庫補助事業完了後からおおむね10年を経過していることが望ましいと考えられます。

ただし、国庫補助事業完了後10年未満の場合であっても、施設整備の必要性などを加味し、財産処分の手続きの際には手続きの簡素化や納付金の免除など、弾力的な運用を行っています。

Q30 大規模改造（老朽）事業は全体的な改修をしなければ対象とならないのか。

(答) 大規模改造（老朽）事業の国庫補助対象については、校舎、屋内運動場、寄宿舎等で建築後20年以上経過したものについて建物全体を改造する工事（一部の改造であっても計画的に整備されている場合を含む。）を国庫補助対象とし、一部分を改修する等の維持修繕とみなされるものは国庫補助対象外と考えられます。「建物全体」とは、延べ床面積の約70%以上が適当と考えています。

改造に当たっては外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものとしませんが、外部は「屋根」若しくは「外壁（窓枠含む。）」のいずれか、内部は「内壁+天井」若しくは「床」のいずれかの改修工事を行った場合でも国庫補助対象となります。

Q31 2棟ある建物（A棟及びB棟とする）のうち、A棟は大規模改造（老朽）事業（工事費7,000万円以上）、B棟は外壁のみ（工事費1,000万円程度）の工事である場合、交付金の国庫補助対象となるのはA棟の工事費のみとなるのか。

(答) 大規模改造（老朽）事業は建物全体を改造するものなので、A棟とB棟が完全に別棟であれば、対象と考えられるのはA棟のみとなります。ただし、A棟とB棟がエキスパンションジョイント等でつながれ、見かけ上同一棟と考えられる場合は、A棟とB棟を合わせて延べ床面積の約70%以上を改造するのであればB棟の工事費も国庫補助対象と考えられます。

Q32 建物一棟全体で大規模改造（老朽）事業を行う際、同一の建物内で構造区分が違う場合、申請はどのようにしたらよいか。また、下限額はそれぞれで7,000万円を超えなければならないのか。

(答) 構造区分ごとに面積を算出し、構造区分ごとに1つの事業として申請を行います。ただし、下限額については工事費を合算して超えていれば国庫補助対象となります。

Q33 建物一棟全体で大規模改造（老朽）事業を行う際、同一の建物内で小学校と中学校が併置されている場合、申請はどのようにしたらよいか。また、下限額はそれぞれで7,000万円を超えなければならないのか。

（答）同一の建物に異なる学校種別が併置使用している場合は学校種別ごとに面積を算出し、学校種別ごとに1つの事業として申請を行います。共用部分の面積については、それぞれの学校種別の必要面積で按分する必要があります。また、下限額については工事費を合算して超えていれば国庫補助対象となります。ただし、設置者が異なる場合はこの限りではありません。

Q34 建物改修に伴い、受電設備を更新する必要がある。設置されている場所は別の建物であるが、国庫補助対象として扱ってよいか。

（答）国庫補助対象となります。なお、同一の敷地内に学校区分が違う建物（小中一体型などの場合）に供給する場合は保有面積（新增改築事業の場合は工事完了後の保有面積）で按分し工事費を算出する必要があります。

Q35 吹き抜けの渡り廊下や屋外階段の改修工事は国庫補助対象外なのか。

（答）風雨を防げない吹き抜けの渡り廊下や屋外階段のみの改修工事は国庫補助対象外となります。ただし、耐震補強工事や接続する建物の改修工事と一体的に改修する場合は国庫補助対象となります。また、風雨を防ぎうる渡り廊下のみの改修工事も国庫補助対象となります。

Q36 暖房システム（ボイラー等による中央暖房方式）が老朽化し、熱効率が低下したため、FF暖房機による個別空調システムへの変更を計画している。この場合、交付金事業の大規模改造（質的整備）事業の内部環境改善事業に該当するのか。

（答）省エネルギー型空調（冷暖房設備）工事や環境に配慮した暖房設備（ペレットストーブ等）工事であれば内部環境改善を図る改造工事に該当します。なお、冷暖房設備の更新工事や新設工事を行う場合は、大規模改造（空調）による申請も可能です。

Q37 普通教室への空調設置単体工事については交付金の算定対象となるか。

（答）空調設置単体工事については交付金の算定対象となっており、普通教室など児童生徒や教職員等が使用する全ての部屋が国庫補助対象となります。

Q38 大規模改造（障害）事業において、紫外線の影響を受けやすい児童（色素性乾皮症等）への対策として、窓への紫外線カットフィルムのはり付け工事や紫外線カット仕様の照明器具への交換を行うことは国庫補助対象となるのか。

（答）大規模改造（障害）事業は、障害児等の学習環境を改善する工事が国庫補助対象と考えられます。施設のバリアフリー化はもちろんのこと、個々の障害の状況に応じた施設改修も国庫補助対象と考えられます。よって、本件についても国庫補助対象とすることができます。

この場合、障害児が当該学校へ通学している又は通学を予定しているなど、整備の具体的必要性のあることが前提となります。

なお、照明器具の交換については、機器のみが国庫補助対象であり、消耗品である蛍光灯などのランプ類は国庫補助対象外と考えられます。

Q39 障害者である児童等が入学するにあたり空き教室を特別支援学級に改造する場合などは、どの国庫補助メニューで申請したらよいか。

（答）どの国庫補助メニューにて申請するかは、各設置者において適切に判断していただくこととなりますが、一般に大規模改造（障害）事業で申請することになると考えられます。

Q40 大規模改造事業に伴い面積の増減が生じる場合は、どのように扱えばよいのか。

（答）大規模改造については原則、面積の増減を伴う工事は国庫補助対象外です。ただし、工事実施に伴い生じる必要最小限の面積の増減を伴う工事は、国庫補助対象となります。主な例として、以下のようものが考えられます。

- ・ 屋上防水工事で防水効果を上げるため、置屋根にしたことにより、ペントハウスを取り壊さざるを得なくなり、面積が減少するもの
- ・ 球技等を有効に行えるスペースを確保するため屋内運動場のギャラリーを撤去したことにより、面積が減少するもの
- ・ 障害児対策施設を整備することにより面積が増加するもの（原則、エレベーター設置や障害者用トイレ設置に伴うものに限る。）
- ・ 耐震補強壁等を設置することにより面積が増加するもの
- ・ 耐震性能の向上のために軽量化を図ったこと等により面積が減少するもの（減少した面積については、健全取壊し建物の取扱いとし、5年間は、資格算定の対象としない。）

など

Q41 特別支援学校（高等部）の校舎の一部に障害児対策としてエレベーターを設置する。面積増加が伴う場合、大規模改造としてではなく、特支（幼・高）として申請してよいか。

（答）障害児対策の一環としてエレベーターの設置を行う場合には、大規模改造（障害）事業による申請となります。

Q42 統合改修事業では、負担金の統合事業と同様に、申請時に学校設置条例の写し等を添付する必要があるか。

（答）必要となります。条例の写し等を交付申請書に添付して御提出ください。（運用細目 第1—43参照）

〈防災機能強化事業について〉

Q43 つり天井の落下防止対策の国庫補助はどのようになっているのか。

（答）つり天井の落下防止対策については非構造部材の耐震化として防災機能強化事業の対象となります。なお、つり天井の撤去等に伴って必要となる照明や設備の撤去・再設置、断熱や塗装などの工事についても対象となります。

Q44 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付する工事は補助対象となるか。

（答）ガラスの飛散防止として行われるものについては、防災機能強化事業の補助対象となります。ただし、フィルムを購入して貼るなど、工事に該当しないものは対象外です。

Q45 非構造部材の点検等に係る経費は国庫補助対象となるのか。

（答）非構造部材の点検等に係る経費は、工事を行う際に国庫補助対象となります。また、国庫補助対象となる期間については、点検費については前々年度支出分、実施設計費については前年度支出分までが対象となります。また、地震防災緊急事業五箇年計画に計上されている耐震補強事業と一体で行う非構造部材の耐震化工事に係る点検費及び実施設計費については、問6の耐震診断費等と同等の取扱いとなります。

なお、点検のみの場合は、国土交通省の住宅・建築物ストック形成事業（効果促進事業）の活用も考えられます。

〈太陽光発電等導入事業について〉

Q46 太陽光発電導入事業での配分基礎面積は太陽光発電設備の設備容量（太陽光パネルの公称最大出力の合計値）となるが、端数整理はどのように行えばよいか。

（答）小数第2位を四捨五入して扱います。

Q47 太陽光発電導入事業が複数年工事になる場合がある。全体の設備容量が100kWだがⅠ期目が40kW、Ⅱ期目が60kWとなると、配分基礎額算定上の単価は各年度の設備容量に応じた単価を用いて算定するのか。

（答）全体の設備容量が100kWであれば、Ⅰ期目、Ⅱ期目とも100kWに応じた単価を用いることとなります。

Q48 「原則、自立運転機能などの防災機能を付加」とあるが、自立運転機能のない場合は補助対象とならないのか。

（答）原則として自立運転機能の付加をお願いしていますが、自家発電設備や蓄電池など別の方法で非常用電源を確保する場合はこの限りではありません。

Q49 国庫補助を受けて学校に設置した太陽光発電設備について、全量買取制度を活用してもよいか。

（答）文部科学省の補助を受けて学校に設置した太陽光発電設備について、全量買取制度の活用は可能です。

ただし、規模の大きい太陽光発電設備を設置する場合は、全量買取制度を活用することによって、過大な利益を得る目的の整備とならないよう留意願います。

なお、太陽光発電等導入事業の趣旨から環境教育等の学校教育の用途（防災も含む。）への活用を図るようお願いします。

〈屋外教育環境施設の整備事業について〉

Q50 屋外教育環境整備（グラウンド）事業を実施する場合は暗渠排水を設置しなければ国庫補助対象とならないのか。

（答）屋外教育環境整備（グラウンド）事業の実施においては、必ずしも暗渠排水を設置しなくても国庫補助対象となります。ただし、暗渠排水以外の方法により排水機能を設けるなど、子供たちの様々な体験活動等の場として活用することに影響を与えないように計画する必要があります。

Q51 屋外教育環境整備（グラウンド）事業は面積についての要件はあるのか。

（答）面積についての要件はありません。ただし、1校当たりの事業費が1,000万円以上6,000万円を限度として国庫補助対象となります。

Q52 上限額と下限額は、2 箇年度以上の工事に対してはどのように適用されるのか。

（答）上限額については単年度ごとに適用し、下限額は工事全体の施設整備計画に計上している実工事費に対して適用します。

Q53 同一の敷地内で小学校と中学校が併置されている場合、申請はどのようにしたらよいか。また、下限額はそれぞれで1,000万円を超えなければならないのか。

（答）同一の敷地に異なる学校種別が併置使用している場合は学校種別ごとに面積を算出し、学校種別ごとに1つの事業として申請を行います。共用部分の面積については、それぞれの学校種別の必要面積で按分する必要があります。また、下限額については工事費を合算して超えていれば国庫補助対象となります。ただし、設置者が異なる場合はこの限りではありません。

Q54 屋外教育環境整備（グラウンド）事業の買収事業は国庫補助対象となるのか。

（答）国庫補助対象となります。ただし、土地の購入費、造成費は国庫補助対象外です。なお、施設整備計画について、あらかじめ都道府県を通じ文部科学省に事前相談をお願いします。

〈その他事業について〉

Q55 エコスクール・プラスの認定手続きの進め方はどのようにすればよいか。

（答）(1)文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省から、各都道府県教育委員会宛にエコスクール募集の公募を行います。

(2)設置者は募集期間内に都道府県経由でエコスクール・プラス計画書の提出を行います。

(3)文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省で協議のうえ、認定の可否を決定します。

Q56 エコスクール・プラスに関する文部科学省の支援措置の内容にはどのようなものがあるのか。

(答) エコスクールとして整備することに伴い必要となる面積及び建築費を当該学校の国庫補助面積及び単価に加算します。

(1)加算対象

①単価加算

- ・エネルギー消費量を削減する事業
- ・木材を利用する事業

②面積加算

- ・①の事業を実施するために必要となる電気室又は機械室の面積
- ・その他、本事業の実施に伴い必要となる面積

(2)加算範囲

①補助単価

交付要綱第6 交付金額の算定に基づく配分基礎額の算定方法に定める特別加算率により加算。

②補助面積

当該学校の必要面積の20%の範囲内において、必要と認められる面積を加算。

Q57 「新世代型学習空間」とは具体的にどのようなものか。

(答) 「新世代型学習空間」は、少人数指導に対応できるよう整備された学習スペースです。小さな教室を多数設けるのではなく、多様な学習形態に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じ区画して使用できるスペースです。

また、ICT を活用した授業が行えるよう、校内LAN やインターネットに接続できるなど情報化にも対応した空間として整備することも望まれます。この場合、コンピューター教室のように固定した机にコンピューターを設置するのではなく、必要に応じて移動できるなど、多様な学習形態に対応できるスペースを確保できるよう配置が必要です。

Q58 「新世代型学習空間」の国庫補助はどのようにになっているのか。

(答) 新增改築事業で整備を行う場合、新世代型学習空間の整備に必要な面積は多目的スペースの加算面積で対応します。新世代型学習空間として整備する多目的スペースの加算面積の上限を小学校18.0%、中学校10.5%としています。

Q59 国庫負担等事業における工事の国庫補助対象経費をどのように判断したらよいか。

(答) 国庫負担等事業における国庫補助対象経費については、交付金制度創設に併せて地方公共団体の自主性・裁量性を高めるため、「公立学校施設費国庫負担等事業に係る対象経費について(通知)」(平成18年4月1日18施施助第3号)において、従前からの国庫補助対象経費項目の例示を廃止し、地方公共団体の判断のもと、適切な対応をお願いしています。

原則として、国庫負担等事業における国庫補助対象経費は、当該事業で整備される建物及び付随する設備(建物に固定され、かつ一体的な整備を行う必要があるもの)で、資産(国家・国民の資産)を形成するものであると考えています。

なお、備品として扱われるべき性質のものなどについては、従前と同様に対象経費ではないと考えます。「公立学校施設費国庫負担等事業に係る対象経費について(通知)」(平成18年4月1日18施施助第3号)(運用細目 第1-14)

Q60 特定財源がある場合の国庫負担金の算定はどのように行えばよいか。

(答) 国庫負担事業に要する経費の資金計画において、国庫負担金及び地方債以外の特定財源が含まれる場合の国庫負担金の算定方法は次のとおりです。

(1) 特定財源の範囲

特定財源の範囲は、原則として次のとおりです。

① 火災保険金

保険会社等からの受取保険金から、応急復旧、初度調弁費等に要した額を控除した額

② 移転補償費

道路、ダム等の計画により移転を余儀なくされたもので、当該移転の対象となった建物に係る補償費

③ 指定寄付金

公立学校施設整備費に使用することを特定して受領した寄付金で、負担付き寄付金として地方自治法第96条の規定により議会決議を経ているもの。

(2) 考え方

(1)の特定財源は、国庫負担事業に要する全経費のうち、国庫負担金以外の経費に充当するものとします。ただし、次の算式となるようにします。

対象外経費を含む全事業費 \geq (国庫負担金) + (地方債許可額) + (特定財源)

(3) 算定方法

① 超過国庫補助額 $E \leq 0$ の場合 (不足財源 $D \geq$ 当初国庫補助額 C)

$A \times B \times 1.01 \times$ 国庫補助率 = 正当国庫補助額 (= 当初国庫補助額 C)

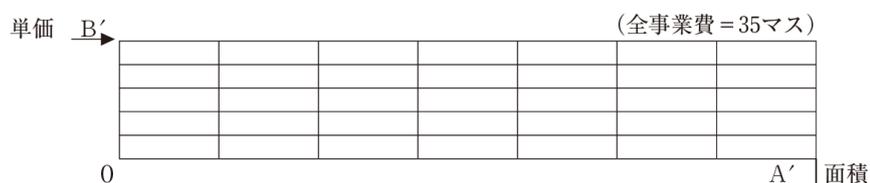
② 超過国庫補助額 $E > 0$ の場合 (不足財源 $D <$ 当初国庫補助額 C)

$H \times B \times 1.01 \times$ 国庫補助率 = 正当国庫補助額 (= 当初国庫補助額 C)

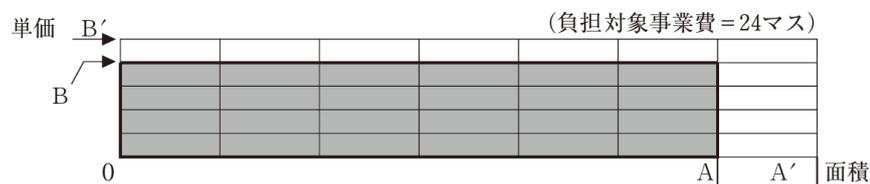
- A：国庫補助限度面積 A'：実施面積
- B：国庫補助単価 B'：実施単価
- C：当初国庫補助額 = $A \times B \times 1.01 \times \text{国庫補助率}$
- D：不足財源 = 対象外を含む全事業費 ($A' \times B'$) - 特定財源
- E：超過国庫補助額 = $C - D$
- F：超過国庫補助額E に対応する事業費 = $E \div \text{国庫補助率}$
- G：超過国庫補助額に対応する面積 = $F \div 1.01 \div B$
- H：調整後国庫補助面積 = $A - G$

特定財源の考え方（参考）

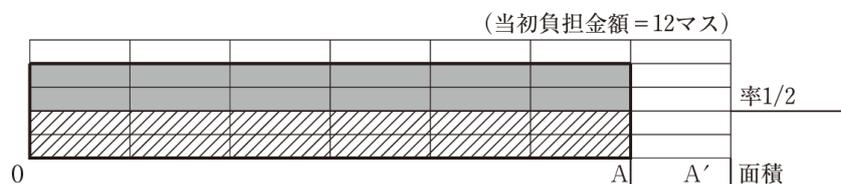
1) 面積 A'，単価 B' の建物が建築される場合，かかる金額は以下のように表示



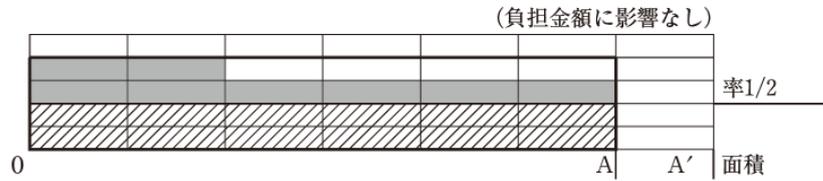
2) 国庫負担の限度面積が A，単価 B であれば，灰色部分が負担対象事業費



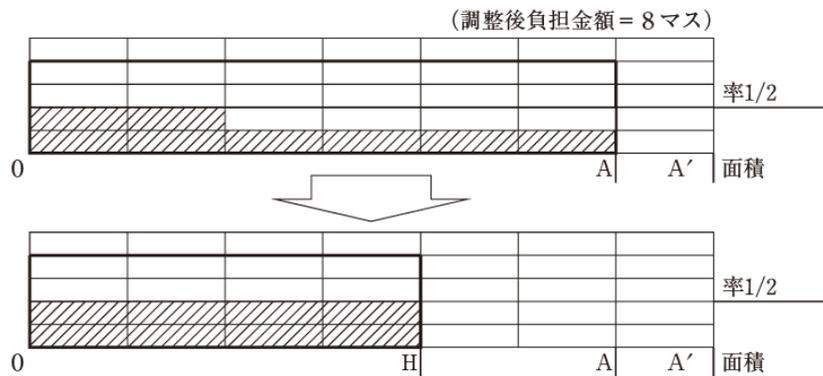
3) 負担率 1/2 であれば斜線部分が負担金額



4) 特定財源が15マスの場合, 設置者負担分から経費を充当(白部分)



4') 特定財源が27マスの場合, 設置者負担分から経費を充当(白部分)するが, 負担金の過大交付(4マス)を避けるため負担面積を減じ(A→H), 負担金額を調整する。



※上図では, 説明の簡略化のため, 設置者事務費(1%)を含んでいない。

③負担金算定方法(例)

(1) 超過負担額 $E < 0$ の場合(不足財源 $D = >$ 当初負担額 C)

$$A \times B \times 1.01 \times \text{負担率} = \text{正当負担額} (= \text{当初負担額} C)$$

(2) 超過負担額 $E > 0$ の場合(不足財源 $D <$ 当初負担額 C)

$$H \times B \times 1.01 \times \text{負担率} = \text{正当負担額} (= \text{当初負担額} C)$$

A: 負担限度面積 A': 実施面積

B: 負担単価 B': 実施単価

C: 当初負担額 = $A \times B \times 1.01 \times \text{負担率}$

D: 不足財源 = 対象外を含む全事業費 ($A' \times B'$) - 特定財源

E: 超過負担額 = $C - D$

F: 超過負担額Eに対応する事業費 = $E \div \text{負担率}$

G: 超過負担額に対応する面積 = $F \div 1.01 \div B$

H: 調整後負担面積 = $A - G$

Q61 財産処分を行った建物を保有控除の対象としてよいか。

(答) 財産処分手続は、国庫補助を受けて建設した建物について必要な手続ですが、それにより新たに建設する学校施設の資格面積に影響を及ぼすものではありません。

転用や取壊し等の財産処分を行った建物についても、「事前取壊し面積の取扱い」の対象となります。ただし、統合事業については、「統合関連校の敷地に統合する場合の保有面積」の取扱いも留意してください。

Q62 PFI (BTO 方式) を活用して学校施設の整備を行う場合、いつ申請すればよいか。

(答) PFI (BTO 方式) を用いて学校施設の整備を進めるにあたっては、設置者に所有権が移転される年度の施設整備計画に計上する必要があります。

Q63 既存学校施設の取壊しだけを行う際の補助はあるか。

(答) 公立学校施設整備費は公債発行対象経費であるため、資産形成に資するもののみに充当することができるものとされており、取壊しのみを行うものは国庫補助の対象にはなりません。

Q64 解体及び撤去費を国庫補助の対象として計上するに際して、どのような点に留意すべきか。

(答) 施設の解体及び撤去費については、改築及び長寿命化改良工事に併せて行われる際には国庫補助の対象としております。改築等が複数の工期にわたる場合、解体及び撤去が実際に行われる年度・工期に適切に計上する点に留意が必要です。

また、実績報告時における解体及び撤去費の配分基礎額への計上については、解体及び撤去に係る実際の工事費に増減があった場合には、配分基礎額においても反映させることに留意が必要です。

Q65 事業を翌年度に繰り越すにあたり、文部科学大臣（市町村（特別区を含む）にあつては都道府県教育委員会）宛に提出しなければならないものは何か。

(答) 事業を翌年度に繰り越すにあたっては、適正化法第14条の規定に基づき年度終了報告書を作成し、提出する必要があります。

また、運用細目 3— 16 (1)に基づき、工期延長報告書を作成し、提出する必要があります。